

## 経済活性化戦略の実施案

平成 14 年 3 月 15 日

牛 尾 治 朗  
奥 田 碩  
本 間 正 明  
吉 川 洋

伝統的な規格・大量生産型の産業中心では、今後、日本の経済発展は見込めない。加速化していく技術革新を先取りできる産業構造に戦略的転換を図るとともに、ライフスタイルの変化を取り込んだ生活産業の創造・発展を目指す。

### 基本的な考え方

#### 1. 戦略的基盤整備

加速する技術革新の波に乗るべく、技術優位・産業競争力の戦略的基盤整備を行う。例を示すと以下のとおり（以下「◎」は例）。

- ◎ 産学官連携、研究分野の選択・集中、厳正な事後評価を通じて、効果的効率的な研究開発を進める。また、成果を産業化する観点から、知的財産権の保護や直接金融市場の整備等を図る。
- ◎ 国立大学の法人化・非公務員化を通じて、大学の自由度を拡大し、競争を促進する。大学教官に「週労 20 時間」の選択肢を導入し、兼業・起業の可能性を広げる。

#### 2. 雇用拡大に資する生活産業の創造・発展

住宅・教育・健康・環境・文化など、生活に関わる多くの面で国民は不満と不安を抱えている。そこには大きな雇用を生み出す巨大なビジネス機会がある。

- ◎ 「530 万人雇用創出」に向けて、安心ハウス、住宅流通市場の構築等、今後成長が見込まれるサービス産業を育成する。図書館のビジネス拠点化、医療情報ネットワークなど IT を活用した地域発展プロジェクトを推進する。
- ◎ 医療・介護、教育等の分野において社会福祉法人、株式会社などが対等な競争環境の下で、サービスを競い、利用者が選択できるようにする。
- ◎ 新築持家優遇政策の転換や良質借家の振興等を通じ、住宅環境を改善する。

#### 3. 起業・廃業の促進

参入と退出が自由な社会とするために、徹底した規制の見直しをするとともに、多様な働き方や生活の仕方を国民が選べるような仕組みを構築する。

- ◎ 株式会社の資本金の見直し等を通じた起業コストの低減、大学の知的資源の産業化等を通じて、起業活動を促進する。
- ◎ 破産法制や個人保証の見直し。特に、失敗した際の個人責任のあり方を検討し、再挑戦可能な社会に変える。
- ◎ 有期雇用制度の拡充、年齢差別の撤廃と解雇法制等を整備する。

#### 4. 「眠れる」経済資産の活性化

有効活用されないまま眠っている人材・不動産・金融資産・大学等の公的機関などの資源を活性化させることは即効性のある経済活性化につながる。

- ◎ 働くことを選べる年金制度の確立やシルバーボランティアなど中高齢者の挑戦支援により、生涯現役社会を構築する。また、年金のポータブル化や女性の社会参画を拡大するための年金、医療、税制等の制度設計を見直す。
- ◎ PFIの普及・促進、公設民営化の促進、NPOの活用等を通じて、政府サービスを計画的にアウトソーシングする。

#### 5. グローバル化による活力再生

日本経済はグローバル化の流れから活力を取り込むことができる。グローバル化に対応した経済の仕組み作りが必要である。

- ◎ アジア諸国等と日本の連携を強化し、アジアの成長力をわが国経済の活性化につなげる戦略としてFTAを創設する。
- ◎ 外国人が働きやすく、暮らしやすく、学びやすい環境を整備し、外国人材を積極的に活用するとともに、対国内投資の増大を図る。

#### 6. 構造改革特区の設置

規制改革を大幅に進めて、地域経済活性化の実験を進める構造改革特区を設置する。構造改革特区では、特定分野の規制が撤廃され、官の役割は縮小し、迅速かつ横断連携的な事業が実験的に進められることが期待される。

- ◎ 知的基盤発展（教育・技術）特区、都市再生特区・国際都市機能特区、地域クラスター・起業特区、雇用促進特区 等

#### スケジュールの設定

- ① 経済活性化戦略を6月目途に策定し、政府として決定する。
- ② 個々の政策については、即効性のあるものについてはなるべく早く先行して実行に移す。また、平成15年度までの2年間で「集中的実行期間」として、各年度に実施すべき施策に分けて、実行に着手する。

# 経済特区で企業誘致

## 経産省 税優遇し競争力強化 設立後村

経済産業省は特定自由地域の  
を指定して経済特区として  
企業を誘致する「経済特区」  
設立の検討に入った。日本  
企業が中国や海外に移転  
する動きがはびかり、国内に留

化風が吹き上がっているた  
め、国内の企業立地の競争  
力を高める必要があると判断  
した。域内を指定して法人  
税減免、補助金、補助税和  
などで企業、大企業、研究

開発を促進し、日本の  
競争力を強化する。  
経済特区は、2003年度予算  
で、2003年度予算  
で、2003年度予算  
で、2003年度予算

竹中平蔵経産相は、  
同様に、経産省が  
際でも検討する旨を述べた。  
経済特区は中国やアムール  
下などを海外の特区を  
に推進する方針が、

地方自治体の関係機関  
の支援を要する。法人税の税  
率引き下げ、設備投資や研  
究開発費を対象にした減  
税、工場用地取得費の一部  
補助のほか、事業計画書の  
簡略化などに関する補助費  
額を加える案もある。また

財政省は「地域上下の負担  
が均等なのは公平・中立とい  
う原則に反する」と、経済特  
区などの優遇の措置を懸  
り込めかねない。日本では  
自由貿易協定があるが、対象  
事業の優遇が限定的で十  
分な効果がある。大阪  
府、三重県、青森県などで  
地方税減免などの優遇措置  
を検討しており、競争力  
を高めるための国の支援を求  
める動きが広がっている。

西日本

# 規制改革で「特別区」

## 首相諮問機関 医療や雇用分野対象 創設を検討

首相諮問機関「特別区」の創設を検討する。対象分野は医療や雇用分野。特別区は、地方自治体の一部を指定し、国の特別法に基づき、国の特別の財政措置を受けることとなる。特別区は、地方自治体の一部を指定し、国の特別法に基づき、国の特別の財政措置を受けることとなる。

特別区は、地方自治体の一部を指定し、国の特別法に基づき、国の特別の財政措置を受けることとなる。特別区は、地方自治体の一部を指定し、国の特別法に基づき、国の特別の財政措置を受けることとなる。

特別区は、地方自治体の一部を指定し、国の特別法に基づき、国の特別の財政措置を受けることとなる。特別区は、地方自治体の一部を指定し、国の特別法に基づき、国の特別の財政措置を受けることとなる。

特別区は、地方自治体の一部を指定し、国の特別法に基づき、国の特別の財政措置を受けることとなる。特別区は、地方自治体の一部を指定し、国の特別法に基づき、国の特別の財政措置を受けることとなる。

特別区は、地方自治体の一部を指定し、国の特別法に基づき、国の特別の財政措置を受けることとなる。特別区は、地方自治体の一部を指定し、国の特別法に基づき、国の特別の財政措置を受けることとなる。

特別区は、地方自治体の一部を指定し、国の特別法に基づき、国の特別の財政措置を受けることとなる。特別区は、地方自治体の一部を指定し、国の特別法に基づき、国の特別の財政措置を受けることとなる。

総合規制改革会議が

諮問会議と連携方針

小泉政権の諮問機関である総合規制改革会議（副議長・国土交通大臣・小泉）は十二日、特別区創設の検討を本格化させた。特別区は、地方自治体の一部を指定し、国の特別法に基づき、国の特別の財政措置を受けることとなる。特別区は、地方自治体の一部を指定し、国の特別法に基づき、国の特別の財政措置を受けることとなる。

